

朝霞市体育・公園施設利用案内 (体育館・武道館・弓道場)



● CONTENTS ●

◆ 朝霞市体育・公園施設貸出等窓口及び無人施設の鍵の受渡場所一覧・・・2

◆ 朝霞市体育・公園施設の利用申込方法・・・3

- (1) 利用登録（団体登録）について・・・3
- (2) 施設の空き状況照会、抽選・予約申込み・・・7
- (3) 施設の予約取消について・・・8
- (4) ペナルティ（利用制限）について・・・9
- (5) その他朝霞市体育・公園施設ご利用上の注意事項について・・・9
- (6) 簡易利用団体登録制度について・・・10
- (7) 障害をお持ちの方の体育施設使用料減額・減免制度について・・・10

◆ 登録団体利用施設情報

- ① 「総合体育館（武道館）」
 - 朝霞市立総合体育館・・・11
 - 朝霞市立武道館・・・16

- ② 「弓道場」
 - 内間木公園弓道場・・・17

朝霞市体育・公園施設の貸出等窓口

施設の受付窓口	電話番号	窓口受付時間	受付業務内容
総合体育館 〒351-0016 青葉台 1-8-1	(TEL) 048-465-9811 (FAX) 048-464-2429	8:30 } 20:00	・朝霞市体育・公園施設の総合受付 ・利用登録受付 ・施設の使用申請等受付 ・施設の鍵の貸出
武道館 〒351-0011 本町 1-12-3	(TEL & FAX) 048-461-7522	8:30 } 20:00	・施設の使用申請等受付 ・施設の鍵の貸出
滝の根 テニスコート 〒351-0023 溝沼 2-962	(TEL & FAX) 048-462-1372	8:30 } 16:00	・施設の使用申請等受付 ・施設の鍵の貸出
中央公園 陸上競技場 〒351-0016 青葉台 1-9-1	(TEL & FAX) 048-465-7278	8:30 } 20:00	・施設の使用申請等受付 ・施設の鍵の貸出
青葉台公園 テニスコート 〒351-0013 大字膝折 2-30	(TEL & FAX) 048-463-1333	8:30 } 20:00	・施設の使用申請等受付 ・施設の鍵の貸出
内間木公園 弓道場 〒351-0001 上内間木 518-3	(TEL) 048-456-2282 (FAX) 048-458-3886	8:30 } 20:00	・施設の使用申請等受付 ・施設の鍵の貸出
中央公園 野球場 〒351-0016 青葉台 1-9-2	(TEL) 048-465-7277 (FAX) 048-485-8933	8:30 } 20:00	・施設の使用申請等受付（野球場関係のみ） ・施設の鍵の貸出（野球場関係のみ） ※冬季休場期間は受付できません。

◎休所日について

※ 各施設の法定点検や緊急修繕、また整備等により臨時休館日を設けさせていただく場合がございます。
臨時休館日については、広報・館内掲示等によりご確認ください。

※ 年末年始の休所日は、12月31日～1月3日までを予定しております。

朝霞市体育・公園施設の利用申込方法

(1) 利用登録（団体登録）について

朝霞市体育・公園施設を使用するには、事前に利用登録(団体登録)の手続きをお願いします。総合体育館窓口に代表者の本人確認及び住所確認ができる物（運転免許証、健康保険証等）をご提示いただき、「朝霞市体育・公園施設利用団体登録申請書」をご提出いただきます。使用する施設によってそれぞれ登録の種別がありますので、下記一覧を参考に使用希望の施設の含まれる登録種別を選択のもと登録をしてください。

体育館・武道館・弓道場の登録人数及び利用施設一覧

団体登録要件

団体種別	利用できる施設	登録要件
体育館（武道館）	<ul style="list-style-type: none"> 朝霞市立総合体育館 朝霞市立武道館 	構成メンバーが10名以上の団体 ※利用するメンバー全員の登録が必要です。 ※個人では登録できません。 ※未就学児は未就学児の団体以外登録できません。
弓道場	<ul style="list-style-type: none"> 内間木公園弓道場 	構成メンバーが2名以上の団体 ※利用するメンバー全員の登録が必要です。 ※個人では登録できません。 ※未就学児は未就学児の団体以外登録できません。

登録団体は、下記の条件により「市内」・「市外」の団体に分類され、使用料や利用申込みの期間が変わります。

○市内団体

- 代表者を含む構成メンバーの3分の2以上が市内条件を満たしていること。

(例) 体育館・武道館

登録人数	割合
10名の場合・・・	7名以上が市内条件
11名の場合・・・	8名以上が市内条件
12名の場合・・・	8名以上が市内条件
13名の場合・・・	9名以上が市内条件
14名の場合・・・	10名以上が市内条件
15名の場合・・・	10名以上が市内条件

(例) 弓道場

登録人数	割合
2名の場合・・・	2名中2名が市内条件
3名の場合・・・	3名中2名が市内条件
4名の場合・・・	4名中3名が市内条件
5名の場合・・・	5名中4名が市内条件

○少年団体の登録条件及び登録方法

「体育施設団体登録に関わる少年団体の登録について」を参照

※少年団体については団体の概要によって登録条件及び登録方法が異なります。

○市外団体（市外居住者）

市内団体の登録条件を満たしていない団体。

○市内条件とは

朝霞市に在住・在勤・在学している方

○市内在勤とは

朝霞市に所在があり、社員等が常勤している事業所に勤務している方

※社員等が常勤していない倉庫や資材置場などは事業所としては認められません。

※建設現場等で、期間限定で働いている方は在勤となりません。

※状況により、記載されている事業所に確認の連絡をする場合があります。

○学校活動（部活動等）について

- ・朝霞市内にある小・中・高等学校及び武蔵大学については、市内在学団体とする。
- ・朝霞市外にある学校活動（部活動等）は基本的に学校の所在地で判断となります。
ただし、構成メンバーに市内在住者が多い場合には別途協議します。

○登録申請書類

- ・団体登録申請書
- ・構成メンバー名簿※構成メンバー名簿の内容が網羅されていれば任意書式でも可
- ・市内条件を満たす構成メンバーすべての住所が確認できる本人確認書類。※コピー可
※本人確認資料について参照

○有効期限について

有効期限は登録日より下記の期間となります。引き続き利用を希望される場合は登録の更新を行ってください。ただし、有効期限内に更新は可能ですが、その日より新たに有効期限を設定します。

- 一般団体・・・登録日より3年間
- 市内在勤団体・・・登録日より2年間
- 市内在学団体・・・登録日より1年間
- 市内市外学生団体・・・登録日より1年間

《利用登録（団体登録）にあたっての注意事項》

- ① 登録人数は主たるメンバー（レギュラーメンバー）全員を記入してください。
ただし、同じ登録種別による団体・構成メンバーの二重登録はできません。（町内会・学校・幼稚園・保育園・部活動・委員会・朝霞市体育協会及びスポーツ少年団所属団体を除く）
- ② 利用登録（団体登録）には構成メンバー全員の氏名、年齢、住所、電話番号等が必要です。
- ③ 利用登録は代表者が中学生以上の団体以外は利用登録できません。ただし、代表者が18歳未満の場合は申請書に保護者名等を記載して頂きます。
幼児対象のクラブチーム等の団体を除き、団体の構成メンバーとして登録できるのは小学生以上の方となります。
- ④ 団体登録申請書を提出される時は、代表者の本人確認書類の原本（運転免許証、健康保険証等）をご提示いただきます。また、構成メンバーについては市内条件を満たしている方の本人確認書類を提示して頂きます。（コピー可）
また、市内在勤、市内在学の方は、在勤・在学していることを証明できる本人確認資料（社員証、学生証等）を該当者全員分、併せてご提示ください。（コピー可、在勤証明書は原本）
- ⑤ 登録に不備等がなければ申請の2日後に団体登録証を交付します。総合体育館窓口にてお受け取りください。
- ⑥ 利用登録（団体登録）時に付与される利用者IDと各団体で決めていただくパスワード（4ケタの数字）は、利用者を確認するための大変重要な番号です。第三者に使用させたり、また第三者に悪用されたりすることの無いよう厳重に管理をしてください。
- ⑦ 利用登録について代表者や構成メンバーにかかる事項に変更があった場合は、速やかに総合体育館の窓口までお申し出ください。
- ⑧ **虚偽の申請等の不正があった場合は、利用の停止、登録の抹消をさせていただきます場合があります。**

体育施設団体登録に関わる少年団体の登録について

少年団体については下記のとおり団体の概要によって登録条件及び登録方法が異なります。

① 朝霞市体育協会及び朝霞市スポーツ少年団体に所属している少年団体

- 登録方法について
 - ・メンバーの割合に関係なく市内登録とする
- 提出書類
 - ・団体登録申請書（代表者及び連絡者の記載）
 - ・有効期限は登録日より1年間

② その他少年団体

- 市内登録の適用条件
 - ・代表者を含む構成メンバーの3分の2以上が市内条件を満たしていること。
- 登録方法について
 - (1) 各競技の競技団体や連盟等に加盟している少年団体
 - 提出書類について
 - ・団体登録申請書（代表者及び連絡者の記載）
 - ・登録している競技団体等に提出している登録名簿
 - ・有効期限は登録日より1年間
 - (2) 競技団体に加盟していない任意の少年団体
 - 提出書類について
 - ・団体登録申請書
 - ・構成メンバー名簿 ※構成メンバー名簿の内容が網羅されていれば任意書式でも可 ※1 ※2
 - ・市内登録条件を満たして構成メンバーの住所等の確認書類

※1 所属しているメンバーもしくは利用するメンバーが全員記載されているもの

※2 任意の少年団体での登録にも関わらず、疑義が生じる利用の場合には確認等することがあります。

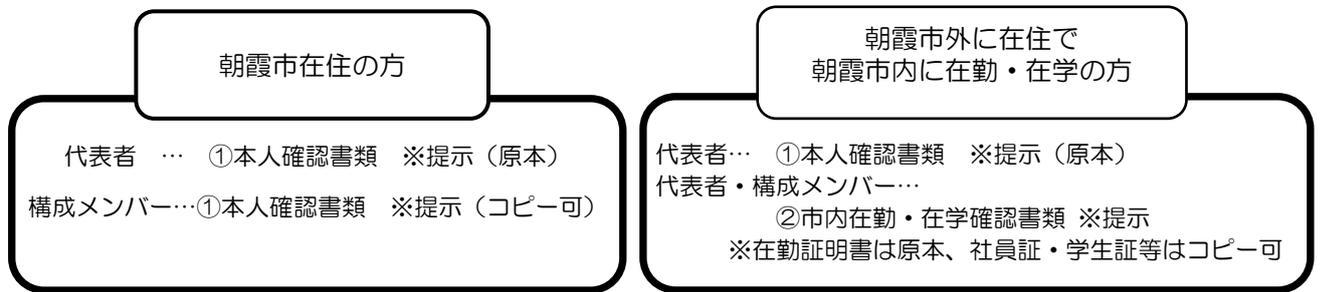
登録されている状況と実際の利用状況が異なる場合、登録の削除や利用停止等の処置をとることがあります。

本人確認書類について

朝霞市体育・公園施設利用団体登録をする場合、下記の本人確認書類が必要です。

○団体登録申請の代表者の本人確認書類（原本）及び市内在勤・在学の場合は確認できる書類

○構成メンバーの中で市内条件に該当する方全員の本人確認書類等



①本人確認書類

氏名・生年月日・自宅住所（※1）が記載されており、有効期限内の以下のものいずれか 1 点が必要です。

【例】

- 健康保険証/運転免許証（裏面に記載がある場合は裏面も必要です。）
 - ・パスポート（「名前欄」と「住所欄」が必要です。）
- マイナンバーカード（個人番号カード）（※2）（コピーは表面のみ可・通知カードは不可）
- 官公省が発行した免許証
- 社員証/職員証
- 学生証
- 特別永住者証明書（外国人登録証明書）
- 在留カード
- 障害者手帳/療育手帳

※1 自宅住所が掲載されているものまたは、住民票を併せて提示してください。

記載がない場合、3 カ月以内に発行された本人名義の公共料金領収書（ガス・電気・水道・固定電話で自宅住所が記載されているもの）を併せてご提示ください。

※2 裏面には個人番号の記載があるため、法令で定められてた場合を除き、コピーやその他、個人番号の収集にあたる行為を行うことはできません。

※ 住民票は補足資料としては使用できますが、本人確認書類として使用できません。

ただし、本人確認書類を確認できた方の同居家族に限り、本人確認書類に使用できます。

②朝霞市内に在勤・在学されている方

氏名・勤務先・通学先住所が記載されており、有効期限内の以下のものいずれか 1 点必要です。

- 社員証/職員証（※3）（※4） ※名刺は補足資料の扱い
- 学生証/在学証明書
- 在勤証明書（3 カ月以内のもの）（※3）（※4）
⇒必要事項の記載があれば会社所定の様式も可。必要に応じて所定様式を HP からダウンロードしてご利用ください。

※3 記載されている事業所住所が朝霞市内でない場合、補足情報として勤務先住所が記載されている名刺等を併せてご提示ください。

※4 事業所が朝霞市内にあると証明できるものを併せてご提示ください。

※ 社員等が常勤していない倉庫や資材置場などは事業所としては認められません。

※ 建設現場等の期間限定で働いている方は在勤となりません。

在勤の場合は、記載されている事業所に確認の連絡をする場合がありますので予めご了承ください。

(2) 施設の空き状況照会、抽選・予約申込み

施設の空き状況照会、抽選・予約申込みは、「朝霞市公共施設予約・案内サービス」を利用します。各施設に設置してある公共情報端末、インターネット、携帯電話端末から体育・公園施設の空き状況照会、抽選申込、予約申込などが行えます。(利用登録(団体登録)時に付与された利用者IDとパスワード(4ケタの数字)を入力し、抽選・予約申込等を行います。) ※電話での予約受付はできません。

朝霞市公共施設予約・案内サービス

●インターネット

<http://www2.pf489.com/asaka/web/>

●携帯電話

<http://www2.pf489.com/asaka/mobile/>



抽選・予約の流れ

手 続	対 象 団 体 及 び 受 付 期 間 等																	
抽選申込	(対象団体) 市内団体 (受付期間) 利用日が属する月の2ヶ月前の5日～15日(PM11:45まで) (申込方法) 公共情報端末、インターネット、携帯電話端末 最大抽選申込件数および最大当選枠数																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>登録種別</th> <th>最大抽選申込件数</th> <th>最大当選枠数</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>体育館(武道館)</td> <td>抽選申込可能施設で10件</td> <td>5枠</td> <td rowspan="4">各施設の1使用時間枠を1枠とする。</td> </tr> <tr> <td>グラウンド</td> <td>抽選申込可能施設で10件</td> <td>5枠</td> </tr> <tr> <td>テニスコート(軟・硬)</td> <td>それぞれの抽選申込可能施設で10件</td> <td>5枠</td> </tr> <tr> <td>弓道場</td> <td>抽選申込可能施設で10件</td> <td>5枠</td> </tr> </tbody> </table>	登録種別	最大抽選申込件数	最大当選枠数	備 考	体育館(武道館)	抽選申込可能施設で10件	5枠	各施設の1使用時間枠を1枠とする。	グラウンド	抽選申込可能施設で10件	5枠	テニスコート(軟・硬)	それぞれの抽選申込可能施設で10件	5枠	弓道場	抽選申込可能施設で10件	5枠
	登録種別	最大抽選申込件数	最大当選枠数	備 考														
	体育館(武道館)	抽選申込可能施設で10件	5枠	各施設の1使用時間枠を1枠とする。														
	グラウンド	抽選申込可能施設で10件	5枠															
テニスコート(軟・硬)	それぞれの抽選申込可能施設で10件	5枠																
弓道場	抽選申込可能施設で10件	5枠																
↓																		
抽 選	(抽選期間) 利用日が属する月の2ヶ月前の16日～19日 ※ コンピューターによる自動抽選																	
↓																		
抽選結果の確認	(確認期間) 利用日が属する月の2ヶ月前の20日～26日(PM11:45まで) ※抽選結果確認期間中に「当選確定」されなかった当選は取消となりますので、ご注意ください。 (確認方法) ①公共情報端末、インターネット、携帯電話端末。 ②総合体育館窓口へ直接確認もしくは総合体育館にお電話。																	
↓																		
空き施設の 先着予約申込	(申込期間) ・市内団体 利用日が属する月の1ヶ月前の1日(AM6:00)～利用当日利用前 ・市外団体 利用日が属する月の1ヶ月前の5日(AM6:00)～利用当日利用前 ※ 施設の早朝利用の場合の予約申込期限は利用日前日のPM8:00まで。 ※ 早朝枠の仮予約申込が使用前日のPM8:00を過ぎて行った場合、鍵の貸出しができないため利用できない場合があります。利用した場合は終了後、遅滞無く受付で、本申請及び許可申請(使用料納入)を行ってください。 (申込方法) ① 公共情報端末、インターネット、携帯電話端末。 ② 各受付窓口に直接申込。※2ページ参照																	
↓																		
使用申請 (使用料の納入)	(申請期限) 利用日が属する月の2ヶ月前の27日～利用当日利用前 ※ 施設の早朝利用の場合の使用申請期限は利用日前日のPM8:00まで。 (手続場所) 各受付窓口。※2ページ参照 ※ 受付時間は、各窓口AM8:30～PM8:00(滝の根テニスコートはPM4時まで)																	

- ※ 各窓口での使用料支払いの受付時間は8時30分から20時までとなっております。
(滝の根テニスコートでの使用料の受付時間は8時30分から16時となります。)
- ※ 朝霞市公共施設予約・案内サービスでのお申込みはあくまでも**仮予約**の扱いとなります。各支払窓口にて使用申請(使用料の納入)をしていただいた時点で使用許可書が発行され**本予約**となります。
- ※ 施設の利用申込み及び使用料納入時には、団体登録証を忘れずに持参してください。
- ※ 使用当日で時間に遅れる場合、また天候やグラウンドコンディション等の不良により使用できない場合は、使用する施設の受付窓口か総合体育館まで必ず事前にご連絡ください。
- ※ 使用当日に使用申請(使用料の納入)がない仮予約の場合、何の連絡もなく利用開始時間を10分経過した場合は、使用当日の予約取消とみなし、ペナルティ対象とすると共に、他の利用者で希望者があった場合は、現地にて先着順で貸出いたしますのでご注意ください。(管理人不在の施設については、総合体育館にお問合わせください。)

(3) 施設の予約取消について

予約の取消は使用日の1週間前までに、

- ① 公共情報端末、インターネット、携帯電話端末操作での手続き。
- ② 各受付窓口に出。※2 ページ参照

のいずれかで手続きを行なってください。

使用日の6日前に予約を取消しすると、ペナルティポイントが加算されます。

利用のキャンセルの届出があった予約枠の開放等の取扱いについて

- ① 使用日前日までの予約及び使用当日の使用料の支払いが行われていない予約枠、本予約手続きが行われていない予約枠の利用キャンセルについては、届出があった時点以降に速やかに予約をキャンセルし、開放します。
- ② 市主催事業や各種競技団体の大会等の予約についてはキャンセルの届出があった日の午後8時以降を目安に予約を総合体育館においてキャンセルし、開放します。※状況により、時間が異なる場合があります。
- ③ 利用のキャンセルの届出がない場合の予約の開放については、本予約手続きが行われていない予約枠について、これまでと同様に予約枠の開始時刻10分を経過し、予約している団体から連絡の無い場合に限り、現地でお持ちの方を優先(先着順)に開放します。この際の手続きについては、窓口において係員が行います。(使用料は各施設に定められている使用料です。)

注意

- ア. 開放された枠の使用をご希望の方は、原則ウェブ上(または携帯端末)から予約し、使用当日の利用時刻10分前までに有料施設の場合は、使用料をお支払いいただき、無料施設の場合は、本予約の手続きを済ませ施設使用許可書の発行を受けご利用ください。
- イ. キャンセルの届出については、電話での受付が可能です。その際、団体名称、代表者名、登録番号、届出者(連絡をいただいた方)のお名前をお伺いします。不明の場合は受け付けることが出来ない場合があります。
- ウ. 使用料の支払いが行われていない予約枠、本予約手続きが行われていない予約枠についてのキャンセルがなされた以降、利用を希望する方からの電話での利用予約は受け付けておりません。
- エ. 使用料が支払われている予約枠、本予約手続きが行われている予約枠については、開始10分が経過し、誰も来場していなくても開放はいたしませんのでご承知おきください。

- ※ 予約を取消す場合は使用日の1週間前までに取消をしていただければペナルティ対象にはなりません。
- ※ 使用料納入後、自己都合で予約を取り消した場合、使用料は返金されませんのでご注意ください。
- ※ 「使用当日の使用料の支払が行われていない予約枠」「本予約手続きが行われていない予約枠」とは「仮予約」の状態をいいます。

(4) ペナルティ（利用制限）について

①ペナルティポイント

- ・使用日の6日前～使用日前日までの間に予約取消を行った場合
→ ペナルティポイント5ポイントが加算。
- ・使用当日に予約取消を行なった場合（当日不来場も含む）
→ ペナルティポイント10ポイント加算。

②ペナルティ（利用制限）

利用制限がかかると、利用制限対象となる月に属する日への抽選申込及び空き施設の予約申込ができなくなります。ただし、抽選以降の空き施設予約に限り、予約申込と同時に施設使用料を入金いただける場合は、総合体育館の窓口のみで利用受付することができます。

(例) ①使用日4月3日の予約を3月31日に予約取消した。→ ペナルティポイント5ポイント加算。

②使用日4月30日の予約だったが当日来なかった。→ ペナルティポイント10ポイント加算。

4月の月末で集計してペナルティポイントが10ポイント以上となると、7月の利用が制限されます。

- ※ ペナルティポイントは該当する使用日の属する月ごとで月末にまとめられ、ペナルティポイントの合計が10ポイント以上となった場合はその該当月の3ヵ月後となる月の利用が制限されます。
- ※ ペナルティポイントは翌月には繰り越されません。

(5) その他朝霞市体育・公園施設ご利用上の注意事項について

① 使用料の返還及び振替について

- ・使用料支払い後、自己都合以外での利用当日の天候不良やグラウンドコンディション不良、施設の事情で使用できなくなった場合は、使用料の還付、又は振替（他の予約への使用料の充当）をすることができます。使用料の還付には、使用できなかった分の使用許可書、印鑑（許可書の代表者のもの）が必要です。
- ・振替には使用できなかった分の使用許可書が必要です。なお、振替は同団体、同施設への充当のみとなります。
- ・ 還付及び振替の手続きは各受付窓口にて受付いたします。

② （無人施設について）北朝霞公園野球場・上野荒川運動公園野球場・サッカー場について、利用当日にグラウンド状態が雨天、雨天後などの状況から不良と判断される場合、また使用後に現状復旧が困難と思われる場合、無理なご利用は御控えいただき総合体育館へご連絡くださいますようお願いいたします。（還付・次回予約への振替ができます。）

また、無人管理施設におきましては、ゴミ箱を設置しておりますが、お持ち帰りいただき、ゴミの少量化にご協力をお願いいたします。

- ③ 利用目的が施設の規定に合わない場合は利用が許可されないことがあります。利用目的が「朝霞市公共施設予約・案内サービス」で表示される施設の「使用目的」と合致しない場合等は事前に総合体育館窓口へお問合わせください。
- ④ 照明設備及び附属の備品の予約は、「朝霞市公共施設予約・案内サービス」ではできません。総合体育館、その他施設貸出窓口にて使用申請時にお申込ください。
- ⑤ 朝霞市体育・公園施設内では、許可なく販売等の行為は行なえません。
- ⑥ 市の事業や選挙等、行政側、施設管理者の都合によりご予約また、申請をいただいている利用枠の移動や振替、還付をお願いする場合がございます。ご協力くださいますようお願いいたします。
- ⑦ 各施設の駐車場には台数に限りがあります。ご利用の際は乗り合わせ、公共交通機関のご利用をお願い致します。近隣店舗の駐車場には停めないようコインパーキング等をご利用ください。
- ⑧ その他、ご不明な点は総合体育館までお問合わせください。

- ※ 使用料の返還及び振替は年度内（4月～翌年3月）で処理をしますので、当該年度中に申請をお願いいたします。また、使用料、備品使用料、付帯設備使用料等の支払い後の還付・振替は、施設側の事情で使用できなくなった場合以外は、一切行いませんのでご注意ください。

(6) 簡易利用団体登録制度について

事前に団体登録をお済でない方が当日、1日限定で利用できる団体登録制度になります。
対象施設は体育・公園施設、全施設です。

簡易利用団体登録を利用する場合、「簡易利用団体登録申請書」に利用する方、全員の氏名・住所・年齢・連絡先を記入し、申請する必要があります。その際に市内在住、在勤、在学の方はそれらを証明する本人確認資料（※5 ページ）の提示が必要となります。提示できない場合は市外扱いとなります。申請後は希望する利用施設の当日分の予約を取ることができますが、併せて施設使用料の支払いが必要となります。

詳しくは各受付窓口もしくは総合体育館までお問合せください。

(7) 障害をお持ちの方の体育施設使用料減額・減免制度について

朝霞市内の体育施設において障害をお持ちの方が利用する際に使用料の減額・免除となる制度があります。

【減免対象団体および個人】

※減免対象の障害者とは「身体障害者手帳」「養育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」「被爆者健康手帳」をお持ちの方とします（以下「障害者」）

〔免除〕

- ・市内障害者団体、市内障害者個人（施設の個人利用等、トレーニングルーム）

〔減額〕

- ・市外障害者団体、市外障害者個人（施設の個人利用等、トレーニングルーム）

【減免内容】

〔免除〕

- ・すべての使用料が100%免除対象（施設使用料、付属設備使用料、照明施設使用料）

〔減額〕

- ・施設使用料のみ50%減額対象

※付属設備使用料及び照明設備使用料は減額対象外（通常の使用料を徴収）

○障害者個人及び団体について

1.免除対象団体及び個人

〔団体〕

市内団体に該当する団体で、団体登録申請時に構成メンバーの半数以上が障害者で構成する団体

〔個人〕

市内に居住、通勤、又は通学している障害者

2.減額対象団体及び個人

〔団体〕

市外団体に該当する団体で、団体登録申請時に構成メンバーの半数以上が障害者で構成する団体

〔個人〕

市外に居住、通勤、又は通学している障害者

詳しくは各受付窓口もしくは総合体育館までお問合せください。

朝霞市立総合体育館

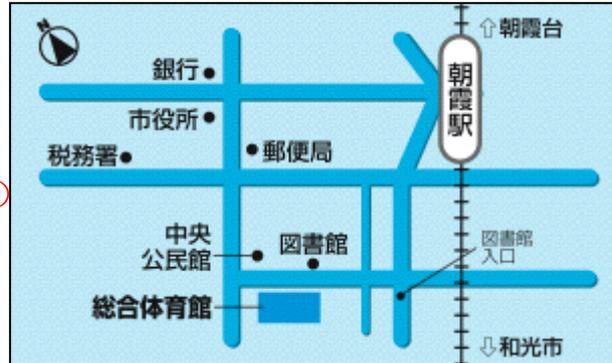
【総合体育館(武道館)区分で登録された団体が利用できます】

所在地 〒351-0016 朝霞市青葉台1-8-1
TEL 048(465)9811 FAX 048(464)2429

完成 昭和57年5月1日
規模 鉄筋コンクリート2階建て
(延床面積 6,221㎡)

設備・種目

- メインアリーナ(1,700㎡)
観客席456人収容(うち車椅子席8人)
 - ・バレーボール 3面
 - ・バスケットボール 2面
 - ・バドミントン 8面
 - ・卓球 32台
- サブアリーナ(760㎡)
 - ・バレーボール 1面
 - ・バスケットボール 1面
 - ・バドミントン 4面
 - ・卓球 15台
 - ・フットサル 1面 他
- ランニングコース(2階) 1周185m
- 会議室(60人収容)
- トレーニングルーム(300㎡)
 - ・ウエイトトレーニングマシン 約20種目
 - ・リラクゼーション系マシン 3種目



交通のご案内

東武東上線朝霞駅南口下車徒歩約15分
市内循環バスわくわく号膝折・溝沼線「図書館」下車徒歩約1分

駐車場のご案内

第1駐車場 54台収容(うち、障害者用2台)
第2駐車場 17台収容
※駐車台数に限りがあります。

乗合せや公共交通機関のご利用をお願い致します。

- ・有酸素系トレーニングマシン 3種目(15台)
- ・その他、血圧計、体重計、体脂肪計等

【個人利用】

- トレーニングルーム ※1回2時間
 - ・エアロバイク、ランニングマシン、ウエイトトレーニングマシンなど様々な器具を取り揃えてあります。健康維持・増進、体づくり、シェイプアップ、筋力アップなど目的に合わせてご利用いただけます。
 - ・ご利用は中学生以上となります。
 - ・トレーニングルームを初めてご利用する際には所定の初回講習会を受講していただきます。講習会の日時等については総合体育館にお問合わせください。
 - ・中学生は、午後6時以降保護者の同伴がないと施設の利用はできません。
 - ・小さいお子様連れでのトレーニングはできませんのでご了承ください。
- ランニングコース ※1回2時間
 - ・2階の観覧席の外周に1周約185mのランニングコースがあります。
 - ・ランニング、ウォーキング以外の目的での使用はできません。
 - ・大会等が開催され、観覧席を使用している場合はご利用できないことがあります。
- 個人利用
 - ・メイン・サブアリーナにおいて団体の利用がない場合は使用区分の範囲で1回2時間、個人利用(バドミントンコート1面で利用できる種目)が行えます。
 - 受付時間は利用時間の20分前から先着順となります。予約はできません。
 - ・中学生以下の方は午後6時以降保護者の同伴がないと利用できません。
 - ・バドミントン、卓球の貸出用のラケット等がありますが、数に限りがありますのでなるべく道具は各自で用意するようお願いいたします。

●**個人開放日** ※1回2時間

- ・火曜日と水曜日の以下の時間枠において、メインアリーナにおいて個人利用ができます。

《個人開放利用時間枠》

	火曜日利用時間帯	水曜日利用時間帯
1部	12時～14時	15時30分～17時30分
2部	14時～16時	17時30分～19時30分
3部	16時～18時	19時30分～21時30分

《個人開放利用種目》

(火曜日)卓球、バドミントン、ミニテニス、ソフトバレー、インディアカ等

(水曜日)卓球、バドミントン

- ・利用前に券売機にて利用券を購入し、メインアリーナ前で受付をしてください。
- ・受付開始時間は利用時間の20分前です。予約はできません。
- ・水曜日の3部については、中学生以下の利用は保護者の同伴が必要です。
- ・火曜日、水曜日が祝日の場合、また大会等の予定と重なった場合、個人開放は中止いたします。
- ・バドミントン、卓球の貸出用のラケット等がありますが、数に限りがありますのでなるべく道具は各自で用意するようにお願いします。

使用期間及び使用時間

使用期間	使用時間枠			
通年	午前 午前9時～正午	午後(1) 正午～午後3時	午後(2) 午後3時～午後6時	夜間 午後6時～午後9時30分

◎**休所日**について

- ※ 各施設の法定点検や緊急修繕、また整備等により、臨時休館日を設けさせていただく場合がございます。臨時休館日については、広報・館内掲示等によりご確認ください。
- ※ 年末年始の休所日は、12月31日～1月3日までを予定しております。

ご利用にあたって

- ・メイン・サブアリーナの利用について、利用できない種目、利用にあたっての制限並びに利用条件等がございますので、団体登録並びに使用申請前に必ず事前に確認してください。
- ・使用当日は、必ず団体登録証、使用許可書を持参してください。
- ・使用申請（使用料納入）が事前に済んでいなく、使用当日に遅れる場合は、総合体育館まで必ず事前にご連絡ください。連絡がなく利用開始時間を10分経過した場合は使用当日の予約取消とみなし、ペナルティ対象とすると共に、他の利用者で希望があった場合は、貸出す場合がありますのでご注意ください。
- ・アリーナ、トレーニングルーム、ランニングコースの使用に際しては、動きやすい服装・室内用の運動靴を必ず着用してください。
- ・アリーナ及びトレーニングルーム内は水分補給及び栄養補充以外、飲食はできません。食事は1階ホール及び観客席でお願いします。
- ・敷地内禁煙です。
- ・施設内では許可なく商業用撮影、販売等の行為は行えません。
- ・使用時間には、準備、使用後のモップ掛け清掃・整備、後片付け、着替え等も含まれます。

朝霞市立総合体育館専用使用料

種 別			使用区分	午前	午後(1)	午後(2)	夜間		
				午前9時～ 正午	正午～ 午後3時	午後3時～ 午後6時	午後6時～ 午後9時30分		
アマチュアの体育、スポーツ及びレクリエーションに使用する場合	メインアリーナ	一般・高校生	1/8面	790円	790円	790円	930円		
			1/4面	1,570円	1,570円	1,570円	1,850円		
			1/3面	2,100円	2,100円	2,100円	2,470円		
			1/2面	3,150円	3,150円	3,150円	3,700円		
			全面	6,300円	6,300円	6,300円	7,400円		
		中学生以下	1/8面	400円	400円	400円	470円		
			1/4面	790円	790円	790円	930円		
			1/3面	1,050円	1,050円	1,050円	1,240円		
			1/2面	1,570円	1,570円	1,570円	1,850円		
			全面	3,150円	3,150円	3,150円	3,700円		
		市外居住者	1/8面	1,580円	1,580円	1,580円	1,860円		
			1/4面	3,140円	3,140円	3,140円	3,700円		
			1/3面	4,200円	4,200円	4,200円	4,940円		
			1/2面	6,300円	6,300円	6,300円	7,400円		
			全面	12,600円	12,600円	12,600円	14,800円		
	サブアリーナ	一般・高校生	全面	3,000円	3,000円	3,000円	3,500円		
		中学生以下	全面	1,500円	1,500円	1,500円	1,800円		
		市外居住者	全面	6,000円	6,000円	6,000円	7,000円		
	その他の場合	メインアリーナ	一般・高校生以下	平日	全面	19,500円	19,500円	19,500円	22,800円
				土・日・休日	全面	33,000円	33,000円	33,000円	38,500円
市外居住者			平日	全面	39,000円	39,000円	39,000円	45,600円	
			土・日・休日	全面	66,000円	66,000円	66,000円	77,000円	
サブアリーナ		一般・高校生以下	平日	全面	7,500円	7,500円	7,500円	8,800円	
			土・日・休日	全面	15,000円	15,000円	15,000円	17,500円	
		市外居住者	平日	全面	15,000円	15,000円	15,000円	17,600円	
			土・日・休日	全面	30,000円	30,000円	30,000円	35,000円	
			一般・高校生以下		700円	700円	700円	800円	
			市外居住者		1,400円	1,400円	1,400円	1,600円	

朝霞市立総合体育館個人使用料

区分	使用料(2 時間当たり)
一般・高校生	150 円
中学生以下	70 円
市外居住者	300 円

朝霞市立総合体育館照明施設使用料

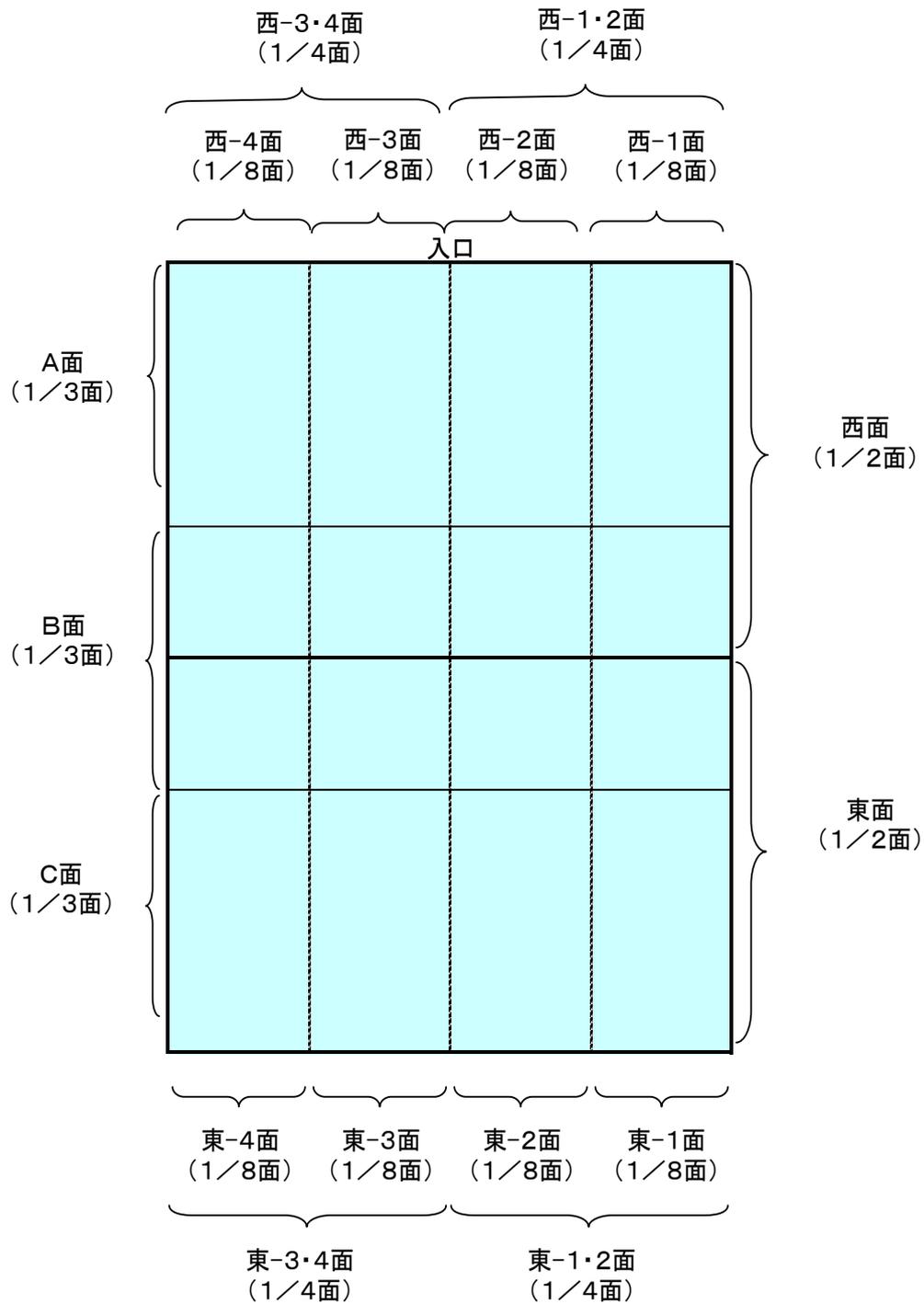
区分		全灯使用料	1/2 灯使用料	備考	
メイン アリーナ	一般・高校生 以下	1/8 面点灯	60 円	30 円	30 分当たり
		1/4 面点灯	130 円	60 円	
		1/3 面点灯	170 円	80 円	
		1/2 面点灯	250 円	130 円	
		全面点灯	500 円	250 円	
	市外居住者	1/8 面点灯	120 円	60 円	
		1/4 面点灯	260 円	120 円	
		1/3 面点灯	340 円	160 円	
		1/2 面点灯	500 円	260 円	
		全面点灯	1,000 円	500 円	
サブ アリーナ	一般・高校生 以下	全面点灯	200 円	100 円	
	市外居住者	全面点灯	400 円	200 円	

朝霞市立総合体育館附属設備使用料

種 別	単 位	使用料
フローシート	1 巻	100 円
ポータブルステージ	1 式	200 円
放送設備	1 式	1,000 円
プロジェクター	1 式	1,000 円
ワイヤレスアンペアセット	1 式	500 円

※営利を目的として入場料又はこれに類する料金を徴収する場合には、入場料金の最高額に 100 を乗じた額を徴収致します。

メインアリーナ分割面一覧表



※メインアリーナの抽選申込は、「全面」「1/2面（東面、西面）」、「1/3面（A面、B面、C面）」、「1/4面（東-1・2面、東-3・4面、西-1・2面、西-3・4面）」のみとなります。

※1/4面を希望し、抽選により当選確定以降、1/8面しか使用しない場合は、使用する日の一週間前までに総合体育館窓口にて、申請手続を行ってください。

朝霞市立武道館

【総合体育館(武道館)区分で登録された団体が利用できます】

所在地 朝霞市本町1-12-3
TEL 048(461)7522

完成 昭和51年5月8日
規模 鉄筋コンクリート造2階建
(延床面積932㎡)

設備 1階 柔道場 128畳
2階 剣道場 447㎡
屋外 相撲場 456㎡

種目 柔道、剣道、相撲、なぎなた
空手道、合気道、少林寺拳法
琉球古武術、その他武道

※利用できない種目、利用にあたっての制限並びに
利用条件等がございますので、団体登録並びに
使用申請前に必ず事前に確認してください。



交通のご案内

東武東上線朝霞駅南口下車徒歩約10分
市内循環バスわくわく号膝折・溝沼線、根岸台線
朝霞市役所下車徒歩約3分

駐車場のご案内 18台収容

※駐車台数に限りがあります。

乗合せや公共交通機関のご利用をお願い致します。

個人利用について

- 使用当日に団体の予約がない場合に限り、武道館の窓口にて利用を受付けます。
占有利用及び事前の予約はできません。

使用期間及び使用時間

使用期間	使用時間枠		
通年	9:00~12:00	13:00~17:00	18:00~21:00

朝霞市立武道館使用料

種別	使用区分	午前	午後	夜間
		午前9時~正午	午後1時~午後5時	午後6時~午後9時
個人	一般・高校生	100円	150円	200円
	中学生以下	無料	無料	無料
	市外居住者	200円	300円	400円
団体	一般・高校生以下	700円	1,000円	1,500円
	市外居住者	1,400円	2,000円	3,000円

◎休所日について※ 各施設の法定点検や緊急修繕、また整備等により、臨時休館日を設けさせていただく場合がございます。臨時休館日については、広報・館内掲示等によりご確認ください。

※ 年末年始の休所日は、12月31日~1月3日までを予定しております。

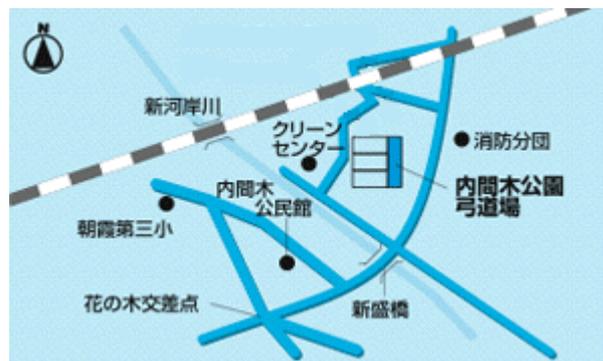
ご利用にあたって

- 使用当日は、必ず団体登録証、使用許可書を持参してください。
- 柔道場、相撲場は、靴を履いての使用はできません。
- 使用申請(使用料の納入)が事前に済んでいなく、使用当日に遅れる場合は、武道館か総合体育館まで必ず事前にご連絡ください。何の連絡もなく利用開始時間を10分経過した場合は、使用当日の予約取消とみなし、ペナルティ対象とすると共に、他の利用者で希望者があった場合は、貸出す場合がありますのでご注意ください。時間に遅れる場合は武道館か総合体育館までご連絡ください。
- 施設内では許可なく商業用撮影、販売等の行為は行えません。
- 使用時間には、準備、使用後の清掃、後片付け、着替え等も含まれます。
- 中学生以下の方は午後6時以降保護者の同伴がないと利用できません。

内間木公園弓道場

【弓道場区分で登録された団体が利用できます】

所在地 朝霞市大字上内間木518-3
TEL 048(456)2282
完成 平成11年6月1日
規模 1階建て、近的6人立ち
(延床面積435㎡)



- 個人使用は、使用当日に団体の予約がない場合限り、内間木公園弓道場の窓口で利用の申請を受付けます。(1回2時間)
- 駐車台数に限りがあります。乗合せや公共交通機関のご利用をお願い致します。
- 内間木公園内には弓道場の他にソフトボール場、テニスコート、ゲートボール場があります。

交通のご案内

市内循環バスわくわく号内間木線内間木公園下車徒歩約3分

駐車場のご案内

公園駐車場42台収容(うち、障害者用1台)
道路脇駐車場23台収容

使用期間及び使用時間

使用期間	使用時間枠		
通年	9:00~12:00	13:00~17:00	18:00~21:00

内間木公園弓道場使用料

種別		使用区分	午前(午前9時から正午まで)	午後(午後1時から午後5時まで)	夜間(午後6時から午後9時まで)	1日(午前9時から午後9時まで)
一般	団体	全面使用	1,800円	2,400円	1,800円	6,000円
		半面使用	900円	1,200円	900円	3,000円
		個人	2時間当たり 200円			
高校生以下	団体	全面使用	900円	1,200円	900円	3,000円
		半面使用	450円	600円	450円	1,500円
		個人	2時間当たり 100円			
市外居住者	団体	全面使用	3,600円	4,800円	3,600円	12,000円
		半面使用	1,800円	2,400円	1,800円	6,000円
		個人	2時間当たり 400円			

◎休所日について

※ 各施設の法定点検や緊急修繕また整備等により、臨時休館日を設けさせていただく場合がございます。

臨時休館日については、広報・館内掲示等によりご確認ください。

※ 年末年始の休所日は、12月31日～1月3日までを予定しております。

ご利用にあたって

- 使用当日は、必ず団体登録証、使用許可書を持参してください。
- 用具等の貸出はありません。
- 使用当日に使用申請なく、何の連絡のないまま利用開始時間を10分経過した場合は、使用当日の予約取消とみなし、ペナルティ対象とすると共に、他の利用者で希望者があった場合は、総合体育館にて貸出しする場合がございますのでご注意ください。時間に遅れる場合は、総合体育館までご連絡ください。
- 施設内では許可なく商業用撮影、販売等の行為は行えません。
- 使用時間には、準備、使用後の清掃、後片付け、着替え等も含まれます。